

令和5年第10回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年10月25日(水) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	6 植野成美
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和5年第10回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	<p>続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>9番の原島委員と、10番の堀口委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案について説明させていただきます。</p> <p>申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。転用目的は自宅への進入路です。</p> <p>申請地は、当初から農用地区域外となっております。</p>

	<p>農地区分については、10ha以上の連坦性があることから、第1種農地と考えております。</p> <p>こちらの進入路ですが、昭和45年以前より進入路として使用していることから、今回の申請をもって追認しようとするものです。</p> <p>なお、埼玉県におきましては、追認審査会にて検討いただき、追認の見込みがあると回答をいただいております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第1号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第1号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は工事車両通路（一時転用）です。</p> <p>本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は最長3年間と決まっておりますが、この案件は令和5年12月1日から令和6年4月30日までとなっておりますので、期間に問題はございません。</p> <p>申請地の北側で桶川北本水道企業団による送水管敷設工事が予定されており、その工事に必要な車両や重機を工事個所へ乗り入れるために一時転用許可申請に至っております。</p> <p>転用面積は287.14㎡で、土木シートを敷いた上に約60センチの盛土を行い、その上に鉄板を敷く計画となっております。隣接農地への被害防除策としては、土のうを設置する予定です。</p> <p>一時転用終了後の農地への復旧についてですが、8日間ほどを予定しています。</p> <p>なお、申請地は農用地区域内農地ですが、桶川市長より適合証明書が</p>

	<p>交付されておりますので、農用地区域からの除外申出をすることなく、一時的に農地を転用することについて問題がないと認められている状況です。適合証明書の申請にあたっては、資金計画、理由書などを審査の上、農地への復元が十分に可能であることについて審査が行われております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>10月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第1号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案第1号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとすることで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第2号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は店舗用地（コンビニエンスストア）です。</p> <p>農地区分については、10ha以上の連坦性がなく、第3種農地にも該当しないことから、第2種農地と考えております。</p> <p>本件は県道に接道するコンビニエンスストアであることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>建築面積は205.25㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道</p>

	<p>路側溝へ放流する計画となっております。隣地との境界には、コンクリートブロックを内積みする計画です。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧いただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>10月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第2号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第3号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は従業員用駐車場（一時転用）です。</p> <p>本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は最長3年間と決まっておりますが、この案件は令和5年11月27日から令和6年1月14日までとなっておりますので、期間に問題はございません。</p> <p>申請地の南側で店舗の新規開店が予定されており、その開店準備や開</p>

	<p>店セールに必要な従業員用駐車場が不足することが見込まれるため、一時転用許可申請に至っております。</p> <p>転用面積は686㎡で、切土・盛土の計画はなく、隣接地は水路となっており被害防除策を設ける計画とはなっておりません。しかしながら、水路への影響を避けるため、車両の駐車位置は、隣地境界線から約1メートルから1.5メートル離れる計画となっております。</p> <p>一時転用終了後の農地への復旧についてですが、カラーコーンと区画線（ロープ）の撤去と清掃、整地を予定しています。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>10月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第3号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案第3号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請件数は、2件でございます。</p> <p>まず1件目が、新規就農者による新規のものとなっております。2筆、計3,078㎡を、賃貸にて10年間借用する案件でございます。新規就農者については、営農計画をご覧ください。</p> <p>2件目は、再設定を行うものとなっております。8筆、計3,100㎡を、</p>

	<p>賃貸にて3年間借用する案件でございます。再設定する案件の借受人についてですが、農家台帳上ですと、桶川市内で9,578㎡の農地を経営しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>10月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について、何か質問等ありますか。</p>
荒岡委員	<p>1件目の賃借人が新規就農者とのことですが、新規就農者にいきなり10年間も貸すことについて、行政から何かしらの指導や助言は行われなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>借用期間や借賃について、あまりにも長い期間や高額な価格設定でない限り、行政側から指導を行うことは、基本적으로ございません。</p> <p>申請者間の話し合いにより決定するのが、一般的となっております。</p> <p>ただし、窓口等でご相談いただいた際には、ある程度の相場をお伝えするなどの助言は行っております。</p> <p>また、この制度は、解約の申し出を行うことで、容易に解約できるものとなっております。借用期間満了後は自動解約となりますので、安心して取り引きできるのが特徴です。</p> <p>いずれにしましても、新規就農者が10年間借用することについて、行政側から指導や助言は行っておりません。</p> <p>むしろ、やる気のある新規就農者に農地が集積されることは、良いことだと考えております。</p>
荒岡委員	<p>まずは3年や5年で様子を見るものだと思っておりましたが、そういったことであれば、良いと思います。</p>
議長	<p>他に、第3号議案について、何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第4号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>被相続人、相続人の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。 買い取り申出者は、被相続人の子でございます。 被相続人が死亡したことにより、申出者が対象地を相続することとなりました。 今後、生産緑地の解除を行うにあたり、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することが農業委員会に求められております。そして、その旨の証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。 本件の場合、被相続人は亡くなっており、農地を経営することが困難であることは明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが必要となっております。 事務局で所有農地の過去の航空写真を確認しましたが、生前も農地は適正に管理されている状態でした。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>10月18日に現地調査を行いました。 対象地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、聞き取り調査の結果報告を、原島委員よりお願いします。</p>

原島委員	<p>10月23日に、電話にて聞き取り調査を行いました。</p> <p>買い取り申出者への聞き取りを行いました。被相続人は95歳まで梅を栽培していたとのこと。</p> <p>その後の従事状況ですが、対象地は親族の手により農地として維持・管理がされておりました。</p> <p>聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第4号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第4号議案について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分を報告いたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が4件となっており、転用目的は、住宅敷地が3件、店舗敷地が1件となっております。また、農地法第5条の届出が7件となっており、転用目的は、住宅敷地が4件、公衆用道路が1件、店舗敷地が1件、資材置場が1件となっております。</p> <p>なお、令和5年10月13日までに行われた専決処分となっております。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず、生産緑地地区の買取りの斡旋について、説明をいたします。</p> <p>お配りした資料は、生産緑地の指定が解除される見込みの土地に関する概要書になります。</p> <p>生産緑地法第13条には、「市町村長は、生産緑地について、買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事する</p>

	<p>ことを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」と定められております。</p> <p>桶川市長がこれらの土地を買い取らない旨の通知をしたため、農林業に従事する方への買い取りの斡旋について、依頼されております。</p> <p>委員の皆様方の外、農林業に従事する方の中で、これらの土地を買い取り、保全管理していくことを希望される方がいらっしゃいましたら、令和5年11月24日（金）までに農業委員会事務局までご連絡ください。</p> <p>なお、買い取り希望価格等の詳細につきましては、桶川市都市計画課へお問い合わせください。</p> <p>次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和5年11月17日（金）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和5年11月24日（金）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。慎重審議ありがとうございました。事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後3時10分